

平成27年度（第3回）境港市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成28年1月21日（木）

場 所 境港市保健相談センター 研修室

出席者 委員 松本 憲昭、西村 裕子、木村 清、足立 利昭、門脇 重仁  
渡辺 はるみ、遠藤 秀之、松野 充孝、柏木 咲子、柏木 香寿子  
松本 雅人

欠席者 委員 足立 則文、山本 真次、村上 浩

事務局 市民生活部長 佐々木 史郎、市民課長 佐々木 真美子

市民課課長補佐 門脇 克美、市民課 平松 弘、松田 陽子

傍聴者 なし

**（1）開 会** 午後1時30分

**（2）会長あいさつ**

昨年の11月に開催された第2回の運営協議会で保険税の改定の諮問があった。  
本日は、委員のみなさんにご審議いただき、答申を行う予定。  
前回の資料よりも精査された資料で改定案が提案される予定。  
みなさんには、充分ご審議いただきたい。

**（3）部長あいさつ**

前回は、平成28年度の保険税の改定について諮問させていただいた。  
本日は直近の実績をもとに、決算見込み等を推計し直した。不足財源を国保税と一般会計からの繰入れで折半することを基本に精査した改定案を提案する。ただし、不足財源の半分を一般会計から繰り入れることは市長の決断が必要になる。  
運営協議会として委員の皆さんからの強い意思表示も必要と思う。  
重い選択になるが、答申としてまとめられるよう議論をすすめていただきたい。

**（4）委員出席状況報告**

（事務局） 本日の会議の定足数について。

足立則文委員、山本真次委員、村上浩委員の3名の委員が欠席。

出席した委員は11名で、委員定数の2分の1以上なので、協議会規程第5条第2項により、会議が成立していることを報告する。

**（5）議事録署名委員の選任**

（会 長） 柏木香寿子委員と木村清委員に議事録署名委員をお願いする。

## (6) 協議事項

(会 長) 本日は、前回の協議会に引き続き「平成28年度境港市国民健康保険税」の改定についてご協議願う。

前回は被保険者の家計への負担を考慮し、不足額の半分を税で賄い、残りの半分を一般会計からの繰入れで賄うということであった。

その点を考慮し、改めて示された国保税の改定案について、委員のご意見をいただきながら、諮問に対する答申をまとめたいと思う。皆さんの積極的なご意見を願いたい。

それでは、「平成28年度境港市国民健康保険税の改定について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) 境港市国民健康保険税の引き上げについて、資料1ページに、現時点の状況で算出した平成29年度までの決算見込みを記載している。

前回第2回運営協議会の時と比べ、累積赤字額が3億3,200万円余から2億7,500万円余と5,700万円余減少している。

主な要因として、歳入については、平成27年度の保険税でみると、現年度分については、徴収率が11月の時点より良くなっているため、決算見込額を引き上げた。

しかし、平成28年度及び29年度については、被保険者数と課税所得の減少を見込み、減少幅を前回より多く見込んだ。

前期高齢者交付金は、平成28年度見込額について、算定シミュレーションが示されたので、それに従い算定すると14億9,800万円余となり、前回より6,000万円余の増額となった。

共同事業交付金は、現在までの実績により、前回見込額より平成27年度決算見込額において1,800万円余の減額となった。

歳出については、新聞等でも報道されているが、国は平成28年度の診療報酬の改定により、医療費の伸びをマイナス1%程度見込んでいる。しかし、当市における過去の実績をみても、被保険者数は減少しているものの医療費は増加しているので、保険給付費のうち一般分について、マイナスを見込まず、伸び率を抑えて2%増を1.5%増とし、増加見込額を圧縮した。

介護納付金は、算定シミュレーションが示され、それに従い算定すると平成28年度見込額が前回より1,000万円余の減額となった。

共同事業拠出金は、平成27年度決算見込みでみれば、前回より1億2,000万円余の減額となった。

以上が前回との主な変更箇所である。

続いて、2ページ歳入不足を補うための保険税額の増加率等を記載している。それぞれのパターンを説明すると、まずパターンAは、「国、県の交付金及び法定の市からの繰入金以外は国保会計に入れたい」という原則どおり不足額の全額を保険税で補うパターンである。このパターンでは、25.4%の引き上げとなる。

パターンBは、前回の運営協議会で示した不足額の半分を一般会計からの繰入れで補うパターン。前回の運営協議会でこのパターンを中心に精査することとなったが、前回より赤字額が減少したため、不足分を補う保険税の割合が52.9%となった。このため、不足分を補う保険税の割合を半分となるようにパターンC以下を作成した。

パターンCは、世帯の被保険者の所得に応じて計算する所得割と世帯の被保険者の固定資産額に応じて計算する資産割の合計である応能割の割合を少し高めに設定している。このため所得のある方や固定資産を所有されている方により税の負担をお願いする形になる。さらにこのパターンだと、資産割の税率が高くなる。資産割については、税の二重取りだという意見もいただいているので、これを緩和するためにパターンDとEを作成した。

パターンDは、応能割と、世帯の被保険者数に応じて計算する均等割と一世帯にいくらかと計算される平等割の合計である応益割の比率を半々にした案である。国民健康保険法施行令では、応能割と応益割の比率を50：50とするのが標準としている。

パターンEは、パターンDに比べ、応益の割合をやや高めにし、広く浅く税の負担をお願いするパターン。パターンCからEは平均で12.7%の改定となる。

次に3ページ。県内他の3市と境港市の税率及び税額を比較してみたもの。パターンCからEまでほとんどすべてで4市の中で一番高くなっている。資産割の税率は30%台後半から40%台となっており、特にパターンCでは現行よりも10%以上引き上げることとなるため、パターンDとEを作成した。

実際にどの程度税負担が増えるのかを例を挙げて説明したのが次の4ページ。前回の運営協議会でもお示したが、世帯の類型を1人世帯、2人世帯、3人世帯と3つの世帯を例にして所得割、資産割、均等割、平等割をパターンごとに試算した。

まず、パターンCでは、世帯類型Ⅰの世帯だと、所得と固定資産がないため、応益分の負担だけとなり、現行と比べ、300円の増額となる。世帯類型Ⅱ及びⅢの世帯では所得と固定資産税があるので、それぞれ2万4,300円、2万3,300

円の増額となり、所得又は固定資産のある世帯に負担が集中する。

次にパターンDは、応能割と応益割の比率を50：50にするため、応能割の負担割合を抑え、応益割の負担割合を上げたので、パターンCよりも広く浅く税の負担をお願いするものである。応益割のみの世帯類型Ⅰの世帯では、900円の増額となり、世帯類型Ⅱ及びⅢ世帯では応能割がパターンCと比較して減額となり、応益割が増額となっている。

最後にパターンEは、応益割の比率を上げたので、パターンDよりさらに広く浅く税負担を求めることになる。世帯類型Ⅰの世帯では現行と比べ、1,700円の増額となる。世帯類型Ⅱ及びⅢの世帯では、パターンDと比べ、さらに応能割が減額となり、その反面、応益割は増額となる。ただ、世帯類型Ⅲの世帯のように世帯の人数が多いと応益割の比率が高いほど負担が増えることとなる。

続いて5ページ。それぞれのパターンの税率等のまとめを記載している。不足額の半分を税で補う場合だと、表の下から2段目の「一般会計からの支援額」が残り半分会計から繰入れる額となり、パターンC、D、Eで2年間で1億3,000万円を超える金額となる。

次に6ページ。前回の運営協議会で国保財政が赤字になっていることを知らない人が多いという意見をいただいたので、「市報さかいみなど」の2月号で国民健康保険特別会計の赤字を周知するために、掲載を考えている原稿である。

以上で説明を終わる。

(会 長) 質問・意見はないか。

(会 長) 私から、質問をさせていただく。

世帯類型別で、境港市における単身世帯は多いというが何割くらいか。

(事務局) 1人世帯が46.2%、2人世帯が39.2%、3人世帯が9.6%で、3人世帯までの合計が95%となっている。3人世帯までで、ほとんどの世帯を網羅できる。

(委 員) 類型別Ⅰ～Ⅲで単身の方が公的年金ではなく、アルバイトとかで、社会保険の無い場合でも同じようなものか。若くて働いている人はもっと高くなるのか。

(事務局) 年金で言うと65歳未満になると年金収入が同じでも控除額が少なく、所得が上昇するため、所得割が上がってくる。

また、7割軽減がかかっているが、所得が上がれば、軽減判定も変わるので、応益割部分が上がる。

(委 員) 前回の運営協議会でも、国保税は上げなければならないのかなあと感じた。

(事務局) 前回よりも見込まれる赤字額は減少した。

- (委 員) 来年度から2～3万円上がると言われれば、みんなびっくりすると思う。
- (委 員) 資産割は保有する固定資産から利益が生まれるわけでも無いし、払わない人が増えるのではないかな。
- (事務局) これまでの当市の税は、応益に比重があったため、応能を上げようとする、資産割を上げざるを得ない。確かに上げすぎると納税意欲を削がれる恐れがあるため、バランスを見ながら検討した。
- (委 員) 資産割について居住する家・土地以外を持っている人の割合はどれくらいなのか。住んでいるところに関するものは、納得できるかもしれないと思う。
- (委 員) 敷地内にアパートを持っている人を知っているが、今は、アパート全部屋が埋まるわけではないし、一方で固定資産税や国保税が高くなるし、苦慮していると聞いている。
- (委 員) 一人世帯が46%もいるのは驚いた。世帯における被保険者の数なのか。
- (事務局) そのとおり。
- (委 員) 資産割については抵抗がある。そうするとDかEのパターンなのかなと思う。応能・応益の比率から考えると、50:50のDがいいのかなと思う。
- (委 員) 単身69歳の7割軽減のところ、資料の均等割39,800円を7割軽減にしたものが9,200円になるのは、おかしいのではないかな？
- (事務局) このモデルケースは、69歳のため、介護分がかからないので、数字が変わってくる。
- (委 員) 鳥取市、倉吉市、米子市の応能・応益割合はわかるのか。
- (事務局) 把握していない。
- (会 長) パターンについてのみなさんのご意見を伺いたい。鳥取市、倉吉市、米子市は今回、改定はないのか。
- (事務局) 鳥取市が減額となる改定を予定している。
- (委 員) 他の3市は一般会計からの繰入れはしていないのか。
- (事務局) 3市とも、繰り入れている。
- (委 員) やはり他市も繰入れをしなければならぬ状態ということか。
- (委 員) 一般会計からの繰入れを止むなしと考えると、パターンとしてはCかEになる。後は、選ぶ根拠が必要。払ってもらえるパターンを選ばなければならない。
- (委 員) 市は、どういう理由を持って、どのパターンを念頭に考えているのか。
- (事務局) それぞれのパターンで負担が重くなる層が変わってくる。こちらから、どれということとは差し控えたい。
- (委 員) 全国的に50:50はおかしくはないのか。
- (事務局) 応益については、軽減分の補填を国・県・市で行う。そのため、50:50が理想と考えられるのかと思う。
- (委 員) 現行に近いのは、Bだと思う。それに近いのはE。一気に50:50よりはいい気がする。
- (会 長) 一般会計からの繰入れは仕方ないにしても、国保と関係ない人の税金を使うということは、配慮すべきかなと思う。

- (委員) 増税になるわけだが、BやEにして、広く浅くとるということで、収税のことや市民生活の維持は可能なのか。
- (事務局) 世帯類型Ⅰの例で言っても、負担は増えるし、年金特徴となるので、生活維持の面で不安が無いとは言えない。
- (委員) 子どもが3～4人いる世帯は、普段から心構えもあるが、身体を壊して国保に加入し、再就職もなかなかできない。だが、親からの資産があるため、国保税が高く払えないという人が少なからずいる。そういうことを考えると、資産割を押さえた方が良いと思う。
- (会長) 一人ずつご意見をいただきたい。
- (委員) 先ほどDかEといったが、Eが良いと思う。
- (委員) 固定資産税を払うのも苦しい。応能を押さえたい。Eが良いと思う。
- (委員) Dは、見た目は50：50でいい。しかし、資産割が40.28%は高く感じるので、Eがよいと思う。
- (委員) DかEと思っていたが、現行のバランスを考えるとEが良い。
- (委員) Eがよい。
- (委員) 公平性(50：50)類型Ⅲのことを考え、子どもを増やす社会を思うとD。
- (委員) 本当はD。現行のバランスを考えるとE。
- (委員) 若い世代を考えるとD。
- (委員) DかE。ゆくゆくは、EだとしてもDかな。
- (会長) 個人的にはD。子育てを支援する境港市で若い世代のことを考えると。
- (委員) D。

《多数決を実施。D：5、E：5の同数》

- (事務局) 委員の票が同数の場合は、境港市国民健康保険運営協議会規程第7条(協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。)により、議長である会長の判断で決することとなる。
- (会長) 先ほども言ったが、子育てを支援する境港市で若い世代のことを考えるとD。
- (事務局) それでは、会長の決するところとなる。
- (会長) それでは、みなさんのご意見を取りまとめ、パターンDで決定したいと思う。

《異議を唱えるものなし》

- (会長) それでは、パターンDで答申する。
- (事務局) それでは、これまでの審議を踏まえて、答申書を作成するので、しばらくお待ちいただく。

《答申案配布》

《市長入室》

- (事務局) それでは、「平成28年度境港市国民健康保険税の改定」について、会長から市長に対し、「答申書」を提出させていただく。

《 答申書手渡し 》

(市長) 《 あいさつ 》

国民健康保険税の改定という非常に重い問題について、昨年から、熱心なご討議をいただき、改めてお礼を申し上げます。

本市の国民健康保険事業は、非常に厳しい状況が続いている。

国民健康保険制度は、「国民皆保険制度」の最後の砦として大切な役割を担っている。

本日、「保険税の増額改定によって保険税収入を確保することもやむを得ない」との結論をいただいたことは、被保険者に経済的な負担を求めるものであるだけに、難しい選択であったことと思う。

本日の答申を受け、税率改定に取り組むこととなるが、今後も、国民健康保険財政の健全化を目指し、収納率の向上や、医療費の適正化などをより一層進めていく。

(8) その他

(会長) 事務局から何かあるか。

(事務局) 机に「境港市健康まつり」のご案内を置いている。

本日この会に出席されている遠藤先生の講演もあるので、ぜひ出席をお願いしたい。

次回の平成27年度第4回境港市国民健康保険運営協議会を2月下旬に予定しているので、出席をお願いします。

(9) 閉会

(会長) これをもって、平成27年度第3回境港市国民健康保険運営協議会を閉会する。

閉会 午後3時40分